

解除承認基準（重要文化財等）

指定 場所	禁止 行為	解 除 の 基 準
建 造 物 の 内 部	喫 煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。</li> <li>3 喫煙設備を設けること。</li> <li>4 消火器具を設けること。</li> <li>5 整理、清掃等の措置が講じられていること。</li> </ol>
部 及 び 周 圍	裸 火 使 用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例で火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上を確保していること。</li> <li>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器具を設けること。</li> <li>5 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具</li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</li> </ol> </li> </ol>
	危 険 物 品 持 込 み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器具を設けること。</li> <li>3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の50分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> </ol> </li> </ol>